

核融合科学研究所における「放射性同位元素等の承認使用に係る
変更承認申請」について

平成30年5月1日
核融合科学研究所

核融合科学研究所では、大型ヘリカル装置（LHD）の真空容器内部に置いた試料片等の材料の分析対象を変更する標記申請について、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき、4月27日付けで原子力規制委員会へ行いましたので、お知らせします。

研究所では、LHDのプラズマ実験において軽水素実験に引き続き、昨年3月から開始しました重水素実験においても、LHD真空容器内部に試料片等を置くなどしてその材料分析を行うことにより、将来の核融合発電炉に適した材料を調べる研究を行っています。

重水素実験では、試料片等のこれらの研究のための材料が放射化されるため、これらを取り出して材料分析を行うことが「放射性同位元素の使用」にあたります。そのため、共同研究者の要請に基づいて分析の対象とする材料を変更する場合には、法令に基づいて申請を行うものです。

[本件のお問い合わせ先]

自然科学研究機構 核融合科学研究所
大型ヘリカル装置計画 実験統括主幹
長壁 正樹

TEL：0572-58-2222